

修正案（平成27年5月）	修正前（平成26年3月）	備考
<p>第1章 総則 第1節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「<u>災対法</u>」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「<u>原災法</u>」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉、加工施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業者外運搬（以下「<u>運搬</u>」という。）により放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより発生する原子力災害の事前対策並びに発生時の緊急事態応急対策及び中長期対策について、県、米子市・境港市・三朝町（以下「<u>関係周辺市町</u>」という。）、その他県内市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）の防指定地方公共機関等がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事業又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>第2節 計画の性格 1、2 略 3. 関係周辺市町等地域防災計画との関係 関係周辺市町等が地域防災計画を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。 なお、県は、関係周辺市町等の地域防災計画の作成又は修正に協力するものとする。</p> <p>4 略 5. 計画の修正 この計画は、<u>災対法</u>第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。</p> <p>第3節 略</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、<u>原災法</u>第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。</p> <p>第5節 計画の基礎とすべき災害の想定 1. 鳥取県に影響する原子力施設 原子力災害対策指針に基づき対策を行う施設及び位置は次のとおりである。</p>	<p>第1章 総則 第1節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「<u>原災法</u>」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉、加工施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業者外運搬（以下「<u>運搬</u>」という。）により放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより発生する原子力災害の事前対策並びに発生時の緊急事態応急対策及び中長期対策について、県、米子市・境港市・三朝町（以下「<u>関係周辺市町</u>」という。）、その他県内市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）の防指定地方公共機関等がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事業又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>第2節 計画の性格 1、2 略 3. 関係周辺市町等地域防災計画との関係 関係周辺市町等が地域防災計画（<u>原子力災害対策編</u>）を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。 なお、県は、関係周辺市町等の地域防災計画（<u>原子力災害対策編</u>）の作成又は修正に協力するものとする。</p> <p>4 略 5. 計画の修正 この計画は、<u>災害対策基本法</u>第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。</p> <p>第3節 略</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、<u>原災法</u>第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成25年9月5日改定）を遵守するものとする。</p> <p>第5節 計画の基礎とすべき災害の想定 1. 鳥取県に影響する原子力施設 原子力災害対策指針に基づき対策を行う施設及び位置は次のとおりである。</p>	<p>備考</p>

修正案（平成27年5月）	修正前（平成26年3月）	備考
<p>・中国電力株式会社島根原子力発電所（鳥根県松江市鹿島町片向654-1）</p> <p>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（岡山県吉田郡鏡野町上籾原1550）</p> <p>2 略</p> <p>3. 人形峠環境技術センター（核燃料施設）で想定される放出形態</p> <p>(1) 火災、爆発等による核燃料物質の放出 火災、爆発、漏えい等によって施設から六フッ化ウラン（UF_6）等が漏えいした場合は、大気中でエアロゾル（大気中に浮遊する微粒子）形態のフッ化ウラン（UO_2F_2）と気体としてのフッ化ウラン（UF_6）が生成され、放出・拡散されるが、施設から放出される前にフィルター等により大部分が除去される。フィルターを通さずに放出するものは、粗い粒子状のものが多くとみられるが、気体状の物質に比べ早く沈降する。</p> <p>なお、フッ化水素については、大気中に拡散・移動していくとともに、人の組織等に対する影響を有していること等から、人への科学的影響について、留意しなければならない。</p> <p>(2) 臨界事故 臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物（クリプトン、キセノン等の放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が周囲に発生する。施設から直接放出される中性子線及びガンマ線等の放射線は、施設からの距離のほぼ二乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限られる。</p> <p>なお、想定される事故によって放出された放射性物質は、ブルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるに従って拡散により濃度は低くなる。</p> <p>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>1 略</p> <p>2 島根原子力発電所の場合 原子力災害対策指針の緊急時防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）の考え方を踏まえ、島根原子力発電所において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、原子力施設から概ね30kmとする。</p> <p>なお、UPZ外においては、事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施する。</p>	<p>・島根原子力発電所（鳥根県松江市鹿島町片向654-1）</p> <p>・人形峠環境技術センター（岡山県吉田郡鏡野町上籾原1550）</p> <p>2 略</p> <p>3. 人形峠環境技術センター（核燃料施設）で想定される放出形態</p> <p>(1) 火災、爆発等による核燃料物質の放出 火災、爆発、漏えい等によって施設から六フッ化ウラン等がエアロゾル（大気中に浮遊する微粒子）として放出される事が考えられる。六フッ化ウランは大気中でエアロゾル形態のフッ化ウラン（UO_2F_2）と気体としてのフッ化水素（HF）が生成され、放出・拡散されるが、施設から放出される前に大部分がフィルターにより除去される。爆発等により、フィルターを通さずに放出された場合は、量的に多いとみられる粗い粒子状のものは、気体状の物質に比べ早く沈降する。</p> <p>(2) 臨界事故 臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。遮へいが十分な場所が発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。なお、防護措置の実施に当たっては、施設から直接放出される中性子線及びガンマ線の放射線は施設からの距離のほぼ二乗に反比例して減衰する点も考慮することが必要である。</p> <p>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>1 略</p> <p>2 島根原子力発電所の場合 原子力災害対策指針の緊急時防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）の考え方を踏まえ、島根原子力発電所において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、原子力施設から概ね30kmとする。</p>	

修正案（平成 27 年 5 月）		修正前（平成 26 年 3 月）		備考
<p>第 7 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 島根原子力発電所の場合 UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。 また、UPZ外においても必要に応じて、UPZと同様の防護措置を実施するものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>				
<p>第 8 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p>				
鳥取県	<p>機関名</p> <p>連絡窓口</p> <p>原子力安全対策課 医療政策課 長寿社会課 水・大気環境課</p>	<p>処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～8 略</p> <p>9 事業者からの報告の徴収、立入検査等</p> <p>10 略</p> <p>11 県災害対策本部及びその下部組織である部（モニタリング本部、医療救護対策本部、避難行動要支援者避難支援センター（以下「避難支援センター」という。））の設置並びに運営</p> <p>12～27 略</p>	<p>処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～8 略</p> <p>9 事業者からの報告の徴収及び立入検査</p> <p>10 略</p> <p>11 県災害対策本部及びその下部組織である部（緊急時モニタリングセンター（以下「県EMC」という。）、医療救護対策本部、要配慮者避難支援センター）の設置並びに運営</p> <p>12～27 略</p>	
境港管理組合	<p>機関名</p> <p>連絡窓口</p> <p>鳥取地方気象台</p>	<p>処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～3 略</p> <p>4 境港市役所の移転に伴う業務継続の支援</p> <p>5～8 略</p>	<p>処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～3 略</p> <p>4 境港市役所移転への支援</p> <p>5～8 略</p>	
指定地方	<p>大阪管区気象台</p>	<p>鳥取地方気象台</p>	<p>鳥取地方気象台</p>	<p>1 略</p> <p>2 県EMCの支援</p>

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

平成27年5月20日

修正案（平成27年5月）		修正前（平成26年3月）		備考
行政機関				
陸上自衛隊中部方面総監部	防衛部防衛課第8普通科連隊（米子）	防衛部防衛課第8普通科連隊（米子）	1 緊急輸送及び救護活動の支援	
海上自衛隊舞鶴地方総監部	防衛部第三幕僚室	防衛部第三幕僚室	1 緊急輸送及び救護活動の支援	
航空自衛隊第3輸送航空隊	防衛部運用班	防衛部運用班	1 緊急輸送の支援	
自衛隊鳥取地方協力本部	二		略	
指定公共機関			略	
日本通運（株）	鳥取支店、倉吉支店、米子支店	日本通運（株）	略	
福山通運（株）	二	福山通運（株）	略	
佐川急便（株）	中国・四国支社	佐川急便（株）	略	
ヤマト運輸（株）	津山主管支店	ヤマト運輸（株）	略	
ソフトバンクテレコム（株）	二	ソフトバンクテレコム（株）	略	
ソフトバンクモバイル（株）	二	ソフトバンクモバイル（株）	略	
(独)国立病院機構	中国四国グループ	(独)国立病院機構	略	
中国電力（株）	島根原子力本部 鳥取支社	中国電力（株）	1～5 略 6 異常時における県、米子市及び境港市への連絡員の派遣並びに連絡通	
		島根原子力本部	1～5 略 6 異常時における連絡通報体制の整備	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

平成27年5月20日

修正案（平成27年5月）		修正前（平成26年3月）		備考
報体制の整備 7～11 略		7～11 略		
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	バックエンド研究開発部門人形峠環境技術センター	(独)日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	
国立研究開発法人放射線医学総合研究所	緊急被ばく医療研究センター	(独)放射線医学総合研究所	緊急被ばく医療研究センター	
(公社)鳥取県医師会	事務局	鳥取県医師会	事務局	
(一社)鳥取県歯科医師会	事務局	鳥取県歯科医師会	事務局	
鳥取県助産師会		鳥取県助産師会		
(一社)鳥取県薬剤師会		鳥取県薬剤師会		
(公社)鳥取県看護協会		鳥取県看護協会		
(福)鳥取県社会福祉協議会	事務局	鳥取県社会福祉協議会	事務局	
(一社)鳥取県バス協会	=	鳥取県バス協会		
日ノ丸自動車(株)	=	日ノ丸自動車株式会社		
指定地方公共機関		指定地方公共機関		

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

平成 27 年 5 月 20 日

修正案（平成 27 年 5 月）		修正前（平成 26 年 3 月）		備考
日本交通 (株)	＝	日本交通 株式会社		
日ノ丸西 濃運輸 (株)	＝			
その他公的団体及び	(一社) 鳥取県ケ ーブルテレビ協 議 会	鳥取県ケーブル テレビ協議会		
防災上重要な施設の管理者		防災上重要な施設の 管理者		
		境港管理組合	1 境港に関し必要な措置	
放射線モニタ リング対策官 事務所	機関名 略	機関名 略	処理すべき事務又は業務の大綱 略	
第 2 章 原子力災害事前対策 第 1 節 基本方針	第 2 章 原子力災害事前対策 第 1 節 基本方針			
本章は、原災法及び防災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心とするものである。	本章は、原災法及び防災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心とするものである。			
第 2 節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	第 2 節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理			
(1) 県は、原子力事業者が原災法第 7 条第 2 項に基づき作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の 60 日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第 7 条第 2 項に基づき、関係周辺市町に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町の意見を聴き、必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。	(1) 県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の 60 日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第 7 条第 2 項に基づき、関係周辺市町の計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町の意見を聴き、必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。			
(2) 県は、原子力事業者から原災法第 8 条第 4 項に基づきその原子力防災組織	(2) 県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況につ			

修正案 (平成 27 年 5 月)	修正前 (平成 26 年 3 月)	備考
<p>の原子力防災要員の現況について届け出があつた場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>(3) 県は、原子力事業者から原災法第9条第5項及び第6項に基づき原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があつた場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>(4) 県は、原子力事業者から原災法第11条第3項及び第4項に基づき放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があつた場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p>	<p>いて届け出があつた場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>(3) 県は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があつた場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>(4) 県は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があつた場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p>	
<p>第3節 報告の徴収と立入検査等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 立入検査の実施</p> <p>① 県は、原災法第8条4項に基づき届出のあつた原子力防災要員の配置状況等及び原子力事業者防災業務計画に定める原子力災害予防対策などの履行状況等に対して、重大な疑義又は、原子力防災上問題となる事案等が発生した場合など必要と認めるときは、国及び島根県又は岡山県へ事前に連絡し、原災法第32条の規定に基づき、原災法の施行に必要な限度において、その職員に立入検査(以下「立入検査」という。)を実施させること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防(再発防止)のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。</p>	<p>第3節 報告の徴収と立入検査等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 立入検査の実施</p> <p>① 県は、原災法第8条4項に基づき届出のあつた原子力防災要員の配置状況等及び原子力事業者防災業務計画に定める原子力災害予防対策などの履行状況等に対して、重大な疑義又は、原子力防災上問題となる事案等が発生した場合など必要と認めるときは、国及び島根県又は岡山県へ事前に連絡し、原災法第32条の規定に基づき、原災法の施行に必要な限度において、その職員(地方公務員法第3条第3項第3号の特別職(鳥取県原子力防災専門家会議委員など)を含む。)に立入検査(以下「立入検査」という。)を実施させること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防(再発防止)のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。</p> <p>② 県は、立入検査を行う場合は、次に掲げる関係市町村に対し、事前に通報するものとする。</p> <p>③ 略</p> <p>④ 県が立入検査を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条第1項に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。</p> <p>⑤ 略</p> <p>⑥ 立入検査を実施する県の職員は、知事から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書(原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第6条)を携帯するものとする。</p>	
<p>第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携</p> <p>(1) 略</p>	<p>第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携</p> <p>(1) 略</p>	

修正案 (平成27年5月)	修正前 (平成26年3月)
<p>(2) 県及び関係周辺市町は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の整備、緊急時モニタリング訓練、国の緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）の設置の準備への協力、緊急時モニタリング、関係道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、福井地方放射線モニタリング対策官事務所の地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1) 県は、島根地域原子力防災協議会での要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等について検討及び具体化を通じて、県及び関係周辺市町の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化を行うものとする。</p> <p>(2) 県は、島根地域原子力防災協議会に副知事を参加させることとし、同協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的に合理的なものであることを確認するものとする。</p> <p>(3) 県は、国及び関係周辺市、島根県等と協力し、島根地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図るものとする。</p> <p>(4) ～ (6) 略</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>1 略</p> <p>2. 情報の分析整理</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料 <整備を行うべき資料></p> <p>① 略</p> <p>② 社会環境に関する資料</p> <p>ア～キ 略</p> <p>③～⑥ 略</p> <p>3. 通信手段の確保</p> <p>(1) 専用回線網の整備</p> <p>①、② 略</p> <p>③ 県災害対策本部と県現地災害対策本部等との間の専用回線網の整備</p> <p>県は、県災害対策本部と県現地災害対策本部等との間の通信連絡のための専</p>	<p>(2) 県及び関係周辺市町は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の整備、緊急時モニタリング訓練、国の緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）の設置の準備への協力、緊急時モニタリング、関係道府県等他組織との連携などの連携などの緊急時モニタリングの対応等については、福井地方放射線モニタリング対策官事務所の地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1) 県は、島根地域原子力防災協議会での要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等について検討及び具体化を通じて、県及び関係周辺市町の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化を行うものとする。</p> <p>(2) 県は、島根地域原子力防災協議会に副知事を参加させることとし、同協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的に合理的なものであることを確認するものとする。</p> <p>(3) 県は、国及び関係周辺市、島根県等と協力し、島根地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図るものとする。</p> <p>(4) ～ (6) 略</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>1 略</p> <p>2. 情報の分析整理</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料 <整備を行うべき資料></p> <p>① 略</p> <p>② 社会環境に関する資料</p> <p>ア～キ 略</p> <p>③～⑥ 略</p> <p>3. 通信手段の確保</p> <p>(1) 専用回線網の整備</p> <p>①、② 略</p> <p>③ 県災害対策本部と県現地災害対策本部等との間の専用回線網の整備</p> <p>県は、県災害対策本部と県現地災害対策本部等との間の通信連絡のための専</p>

修正案（平成 27 年 5 月）	修正前（平成 26 年 3 月）	備考
<p>専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>(2) 通信手段・経路の多様化等</p> <p>① 略</p> <p>② テレビ会議システムの整備 県は、関係機関及び関係周辺市町との連絡を確保するため、テレビ会議システムの整備を図るものとする。</p> <p>③～④ 略</p> <p>4. 緊急事態対応センターの整備 県は、迅速な緊急対応を行うため、緊急事態対応センターを整備するものとする。緊急事態対応センターでは、各種通信機器及び配信機能を整備し、原子力防災に関する各種情報の収集・整備、適宜的確な指示を行うとともに、市町村及び関係機関に対して情報共有を行うものとする。</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備 1～5 略</p> <p>6. 警察災害派遣隊 県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制等の整備を図るものとする。 また、現地実動機関との現地調整を円滑に行うための環境整備を行うものとする。</p> <p>7～9 略</p> <p>10. 広域的な応援協力体制の拡充・強化 県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難者の避難退避域時検査（「居住者、車両、ペット、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、県災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定の締結の促進を図るものとする。 また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>11. オフサイトセンター (1) 略</p>	<p>専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>(2) 通信手段・経路の多様化等</p> <p>① 略</p> <p>② テレビ会議システムの整備 県は、関係周辺市町との連絡を確保するため、テレビ会議システムの整備を図るものとする。</p> <p>③～④ 略</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備 1～5 略</p> <p>6. 警察災害派遣隊 県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制等の整備を図るものとする。</p> <p>7～9 略</p> <p>10. 広域的な応援協力体制の拡充・強化 県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難住民のスクリーニング（「居住者、車両、ペット、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、県災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定の締結の促進を図るものとする。 また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>11. オフサイトセンター (1) 略</p>	
	<p>専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>(2) 通信手段・経路の多様化等</p> <p>① 略</p> <p>② テレビ会議システムの整備 県は、関係周辺市町との連絡を確保するため、テレビ会議システムの整備を図るものとする。</p> <p>③～④ 略</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備 1～5 略</p> <p>6. 警察災害派遣隊 県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制等の整備を図るものとする。</p> <p>7～9 略</p> <p>10. 広域的な応援協力体制の拡充・強化 県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難住民のスクリーニング（「居住者、車両、ペット、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、県災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定の締結の促進を図るものとする。 また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>11. オフサイトセンター (1) 略</p>	

修正前（平成 26 年 3 月）	備考									
<p>修正案（平成 27 年 5 月）</p> <p>(2) 県は、国及び所在県と相互に連携して、オフサイトセンター（鳥取県ブース）に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。</p> <p>(3)、(4) 略</p> <p>・表 2-2 オフサイトセンター――覧 表 2-2 オフサイトセンター――覧</p> <table border="1" data-bbox="494 1187 662 2060"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥根県原子力防災センター</td> <td>鳥根県松江市内中原町 5 2</td> <td>鳥根原子力発電所対応</td> </tr> <tr> <td>上斎原オフサイトセンター</td> <td>岡山県苫田郡鏡野町上斎原 5 1 4 - 1</td> <td>人形峠環境技術センター一対応</td> </tr> </tbody> </table> <p>12. モニタリング体制等</p> <p>(1) 緊急時モニタリングセンター 緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会の統括の下、EMC が設置される。国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係都道府県（PAZ を含む都道府県及びUPZ を含む都道府県をいう。以下同じ。）、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行う EMC の体制の整備に協力する。</p> <p>(2) 平常時のモニタリングの実施 県は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、植物等の環境試料）を適切に実施するものとする。</p> <p>また、県は測定結果をホームページでリアルタイムで公表するものとし、評価結果については、原子力安全顧問の審議を受けたのちに公表するものとする。</p> <p>(3) その他体制の整備 県は、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者及び関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通じた連携の強化並びに原子力環境センターの整備等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。</p> <p>(4) 緊急時モニタリング計画の作成 県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタ</p>	名称	所在地	備考	鳥根県原子力防災センター	鳥根県松江市内中原町 5 2	鳥根原子力発電所対応	上斎原オフサイトセンター	岡山県苫田郡鏡野町上斎原 5 1 4 - 1	人形峠環境技術センター一対応	<p>(2) 県は、国及び所在県と相互に連携して、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。</p> <p>(3)、(4) 略</p> <p>12. モニタリング体制等</p> <p>(1) 緊急時モニタリングセンター 緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会の統括の下、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係都道府県（PAZ を含む都道府県及びUPZ を含む都道府県をいう。以下同じ。）、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行う EMC の体制の整備に協力する。</p> <p>(2) 平常時のモニタリングの実施 県は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、植物等の環境試料）を適切に実施するものとする。</p> <p>(3) その他体制の整備 県は、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者及び関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通じた連携の強化等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図る。具体的には以下のとおり。</p> <p>(4) 緊急時モニタリング計画の作成 県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタ</p>
名称	所在地	備考								
鳥根県原子力防災センター	鳥根県松江市内中原町 5 2	鳥根原子力発電所対応								
上斎原オフサイトセンター	岡山県苫田郡鏡野町上斎原 5 1 4 - 1	人形峠環境技術センター一対応								

修正案（平成27年5月）		修正前（平成26年3月）		備考
<p>ング計画を作成するものとする。</p> <p>(5) モニタリング資機材等の整備・維持 県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型のモニタリングの資機材、環境試料分析装置、携帯電話等の連絡手段並びにモニタリング情報共有システム等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。</p> <p>・表2-3「環境放射線モニタリング設備、機器類の配備（計画）状況」</p>				
<p>ング計画を作成するものとする。</p> <p>(5) モニタリング資機材等の整備・維持 県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型のモニタリングの資機材、環境試料分析装置並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。</p> <p>・表2-2「環境放射線モニタリング設備、機器類の配備（計画）状況」</p>				
<p>表2-3 環境放射線モニタリング設備、機器類の配備（計画）状況 （平成27年3月）（注）※（ ）内の数字は今後の配備予定分を含む。</p>				
<p>表2-2 環境放射線モニタリング設備、機器類の配備（計画）状況 （平成26年3月）（注）※（ ）内の数字は今後の配備予定</p>				
区分	防護資機材名	数量	摘要	
島根	防護マスク(全面)			
原子力発電所	防護マスク用フィルター(全面)			
電所	長靴カバー	2,100		
用として	NaIシンチレーションサンバイメータ(γ低線量用)			
配備	ZnSシンチレーションサンバイメータ(α線用)	3		
	モニタリング車	1		
	サーバイメータ	1	西部総合事務所	
	可搬型モニタリングポスト	12	西部総合事務所等	
	防護マスク(全面)	(40)		
	防護マスク用フィルター(全面)	(80)		
	チオックス手袋	(40)		
	綿製手袋	(40)	中部総合事務所	
	靴下	(40)		
	長靴	(40)		
	オーバーシューズ	(40)		
	NaIシンチレーションサンバイメータ(γ低線量用)			
	モニタリング車	1	中部総合事務所	
区分	防護資機材名	数量	摘要	
島根	防護マスク(全面・テクノル)			
原子力発電所	防護マスク用フィルター(全面・テイセン)			
電所	長靴カバー	230		
用として	NaIシンチレーションサンバイメータ(γ低線量用)			
配備	ZnSシンチレーションサンバイメータ(α線用)	4		
	中性子サンバイメータ	(2)		
	可搬型モニタリングポスト	22	西部総合事務所	
	防護マスク(全面・テクノル)	40		
	防護マスク用フィルター(全面・テイセン)	80		
	チオックス手袋	80		
	靴下	200		
	長靴	40		
	オーバーシューズ	40		
	NaIシンチレーションサンバイメータ(γ低線量用)			
	モニタリング車	2	中部総合事務所、西部総合事務所	

修正案（平成27年5月）		修正前（平成26年3月）	
サーベイ車	1	サーベイ車	2
モニタリング情報共有システム	1		

備考

- (6) 略
- (7) 県EMCの体制及び役割
県EMCの実施体制と役割は次のとおりとする。
表2-3「県EMCの体制と役割」

表2-3 モニタリング本部の体制と役割

区分	チーム等	役割
本部	本部長	・鳥取県モニタリング本部を総括し、モニタリング活動を指揮
	副本部長	・本部長の補佐又は代行 ・EMCへ派遣
情報収集チーム	企画・評価チーム	・モニタリング項目及び地点等の決定（見直し） ・モニタリング結果の解析、評価 ・モニタリング要員の被ばく管理
	情報収集チーム	・EMC、災害対策本部等の関係機関との連絡調整 ・放出源情報の確認 ・気象情報の収集 ・モニタリングチームの測定結果の収集、連絡調整 ・関係機関、各チームとの連絡調整 ・モニタリング本部内の情報伝達の一括管理
監視チーム	分析チーム	・Ge半導体検出器による採取試料中の放射性物質濃度の測定
	監視チーム	・環境放射線モニタリングシステムによる監視（空間線量率、大気浮遊じん中の放射能濃度、気象情報など）
総合支援チーム	総合支援チーム	・モニタリング本部庶務（食料及びその他物資の調達等） ・モニタリング要員、資機材及び車両の管理、調整 ・その他、他の班に属さないもの

- (6) 略
- (7) 県EMCの体制及び役割
県EMCの実施体制と役割は次のとおりとする。
表2-3「県EMCの体制と役割」

表2-3 県EMCの体制と役割

班名等	業務内容	備考
モニタリングセンター長	県EMCを統括し、モニタリング活動を指揮する。	衛生環境研究所長
現地派遣専門チーム	県EMCのセンター長に対し、必要な技術的事項について指示、指導又は助言を行う。	衛生環境研究所長が定める要員
企画・評価チーム	国EMC設置までは、県緊急時モニタリング計画に基づき、初動活動の検討、各チームへの指示、結果の解析及び評価を行う。国EMC設置後は、国EMCの指揮に基づき、各チームへの指示、国EMCへの報告を行う。	
情報収集チーム	異常事態発生事業所の放出源情報、気象情報、各モニタリングチームの測定情報及び緊急時計算システム等の情報の収集、記録、周知を行う。また、県災害対策本部、関係国EMC等との連絡調整を行う。	
試料計測チーム	採取試料を直接又は化学処理等して放射線測定を行い、試料中の放射能を同定・定量する。	
連続モニタ監視チーム	モニタリングポスト等による空間放射線量率等の観測値を監視する。	
現地モニタリ	緊急時モニタリング領域の線量率サーベイ、可搬型モニタリングポストの設置及び種算線量計の配置・回収を行い、指定領域の空間放射線量率や積算線量を測定する。	
空気モニタリングチー	緊急時モニタリング領域での大気中放射性ヨウ素等のサンプリングとその放射性物質	

修正案（平成 27 年 5 月）		修正前（平成 26 年 3 月）		備考
<p>現地モニタリング</p> <p>機動モニタリングチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングカー等による空間線量率、大気中放射能濃度の測定 ・可搬型モニタリングポストの配備 ・モニタリングポスト等の維持 ・可搬型ヨウ素サンプラによる大気中放射性ヨウ素採取、簡易測定 ・可搬型ダストサンプラによる大気中ダスト採取、簡易測定 ・環境試料（土壌、飲用水、農畜産物等）の採取、簡易測定、試料計測チームへの引き渡し 	<p>機動モニタリング</p> <p>チーム</p>	<p>濃度を求める。</p> <p>緊急時モニタリング領域での土壌、飲料水、農畜産物のサーベイとサンプリングを行う。</p>	<p>濃度を求める。</p> <p>緊急時モニタリング領域での土壌、飲料水、農畜産物のサーベイとサンプリングを行う。</p>	
<p>(8) 訓練等を通じた測定品質の向上</p> <p>県は、平常時から、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努めるものとする。</p> <p>(9) 緊急時における放射性物質拡散解析情報の活用</p> <p>県は、活用可能な放射線物質の拡散解析情報がある場合は、緊急時モニタリング結果と合わせ、専門家と連携し、予防的緊急防護措置等の実施判断に保守的に活用することに留意するものとする。</p>	<p>(8) 訓練等を通じた測定品質の向上</p> <p>県は、平常時から、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努めるものとする。</p> <p>(9) 緊急時予測に係る大気中放射性物質拡散計算システムの整備</p> <p>県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、気象情報や放射性物質の大気中拡散に係る機器の整備を図るものとする。</p> <p>また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中の拡散特性を平常時から整理し、緊急時の予測に活用する。</p>	<p>13. 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備</p> <p>県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニターやホールボディカウンタ等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p> <p>14. 専門家の派遣要請手続き</p> <p>県は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態発生時の通報を受けた場合に備え、必要に応じて国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きのほか、鳥取県原子力防災専門家会議の委員に参集を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。</p>	<p>13. 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備</p> <p>県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p> <p>14. 専門家の派遣要請手続き</p> <p>県は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態発生時の通報を受けた場合に備え、必要に応じて国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きのほか、鳥取県原子力防災専門家会議の委員に参集を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。</p>	<p>15～17 略</p> <p>第 8 節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 略</p> <p>2. 避難所等の整備等</p> <p>(1) 略</p>

修正前（平成26年3月）	修正案（平成27年5月）	備考
<p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保 県は、関係周辺市町等に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するとともに、県は、関係周辺市町等と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。</p> <p>(3) コンクリート屋内退避施設の整備 県は、関係周辺市町等に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備について助言するものとする。 また、県は、要配慮者等のコンクリート屋内退避施設を確保するものとする。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 避難者支援の仕組みの整備 県は米子市及び境港市と連携し、あらかじめ避難途中における避難者支援の仕組みを整備するものとする。</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>3、4、5 略</p> <p>6. 住民等の避難状況の確認体制の整備 県は、関係周辺市町等が屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係周辺市町に対し助言するものとする。</p> <p>7、8 略</p> <p>9. 避難場所等・避難方法等の周知 県は、関係周辺市町に対し、避難、避難退域時検査等、安定ヨウ素剤配付等（島根原発対応の場合は避難支援ポイントを含む）の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、緊急避難に伴う交通誘導、ペットとの同行避難等を含む）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内退避の方法等が安全な場合等やむを得ないときは、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。 避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と連携のうえ、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p>	<p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保 県は、関係周辺市町等に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するとともに、県は、関係周辺市町等と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。</p> <p>(3) コンクリート屋内退避施設の整備 県は、関係周辺市町等に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備について助言するものとする。 また、県は、要配慮者等のコンクリート屋内退避施設を確保するものとする。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 避難者支援の仕組みの整備 県は米子市及び境港市と連携し、あらかじめ避難途中における避難者支援の仕組みを整備するものとする。</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>3、4、5 略</p> <p>6. 住民等の避難状況の確認体制の整備 県は、関係周辺市町等が屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係周辺市町に対し助言するものとする。</p> <p>7、8 略</p> <p>9. 避難場所等・避難方法等の周知 県は、関係周辺市町に対し、避難、避難退域時検査等、安定ヨウ素剤配付等（島根原発対応の場合は避難支援ポイントを含む）の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、緊急避難に伴う交通誘導、ペットとの同行避難等を含む）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。 避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と連携のうえ、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。 また、県は関係周辺市町と共同で、避難先となっている市町の協力を得て、住民に対して、広域避難所に規定されている施設について、日頃から周知を行うものとする。</p>	

修正案（平成 27 年 5 月）	修正前（平成 26 年 3 月）	備考
<p>第 9 節～第 11 節 略</p> <p>第 12 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (1)～(3) 略 (4) 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び関係周辺市町と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。 また、避難途中の住民に対する情報の伝達についても留意するものとする。</p>	<p>第 9 節～第 11 節 略</p> <p>第 12 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (1)～(3) 略 (4) 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び関係周辺市町と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p>	
<p>第 13 節、第 14 節 略</p> <p>第 15 節 防災業務関係者の人材育成 県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、計画的に人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じて実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被災医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p>	<p>第 13 節、第 14 節 略</p> <p>第 15 節 防災業務関係者の人材育成 県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じて実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被災医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p>	
<p>① 原子力防災体制及び組織に関すること ② 原子力施設の概要に関すること ③ 原子力災害とその特性に関すること ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ⑤ 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器並びに環境放射線モニタリングにおける気象情報の活用に関すること ⑥～⑩ 略</p>	<p>① 原子力防災体制及び組織に関すること ② 原子力施設の概要に関すること ③ 原子力災害とその特性に関すること ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ⑤ 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器並びに環境放射線モニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること ⑥～⑩ 略</p>	
<p>第 16 節 防災訓練等の実施 1. 訓練計画の策定 (1)、(2) 略 (3) 県が実施する原子力防災訓練のうち、特に国の関係機関が参加し総合的に実施する防災訓練については、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について、地域原子力防災協議会において検討するものとする。</p>	<p>第 16 節 防災訓練等の実施 1. 訓練計画の策定 (1)、(2) 略 (3) 県が実施する原子力防災訓練のうち、特に国の関係機関が参加し総合的に実施する防災訓練については、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について、地域原子力防災協議会において検討するものとする。</p>	

修正案（平成27年5月）	修正前（平成26年3月）	備考
<p>2 略</p> <p>3. 実践的な訓練の実施と事後評価 県は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試し訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用する等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じて、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に計画的に取り組むものとする。</p> <p>県は、訓練に参加した国、地方公共団体、指定公共機関等と地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するものとする。訓練に参加した国、地方公共団体、指定公共機関等は、明らかにした課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。</p> <p>県は、必要に応じて、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p>	<p>2 略</p> <p>3. 実践的な訓練の実施と事後評価 県は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試し訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用する等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じて、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>県は、必要に応じて、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p>	
<p>第17節 原子力施設上空の飛行規制</p> <p>1 原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置 国の通達（「原子力関係施設上空の航空規制について」昭和44年7月5日付け空港第263号、空港第263号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）により、次のとおりとなっており、県は、この措置の周知徹底に努めるものとする。 (1) 施設付近の上空飛行はできるだけ避けさせること。 (2) 施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書き（最低安全高度以下での高度での飛行）の許可は行わないこと。</p> <p>2 原子力施設上空における小型無人機等が飛行した場合の対処等 国の対応動向に注視するとともに、必要に応じて、県としても事業者の取り組みの確認や連絡体制等の構築などの対策を検討するものとする。</p> <p>第18節 略</p> <p>第3章 緊急事態応急対策 第1節 略</p>	<p>第17節 原子力施設上空の飛行規制 原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置については、国の通達（「原子力関係施設上空の航空規制について」昭和44年7月5日付け空港第263号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）により、次のとおりとなっており、県は、この措置の周知徹底に努めるものとする。 (1) 施設付近の上空飛行はできるだけ避けさせること。 (2) 施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書き（最低安全高度以下での高度での飛行）の許可は行わないこと。</p> <p>第18節 略</p> <p>第3章 緊急事態応急対策 第1節 略</p>	

修正前 (平成 26 年 3 月)	修正案 (平成 27 年 5 月)	備考
<p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 現地確認の実施</p> <p>県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で米子市、境港市と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p> <p>なお、県が現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。</p> <p>⑤ 略</p> <p>(3) ～ (6) 略</p> <p>2. 応急対策活動情報等の連絡</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>① 原子力事業者は、官邸 (内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府 (原子力防災担当)、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状態、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとする。さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。</p> <p>②～⑤ 略</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等 (原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡)</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸 (内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとする。さらに主要な機関等に対してはその着信を確認するものとする。</p> <p>②～⑤ 略</p> <p>3 略</p> <p>4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>(1) E.M.Cの設置及び緊急時モニタリング等の実施</p> <p>① 情報収集事態の環境放射線モニタリング</p> <p>県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設定や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。</p> <p>② 警戒事態の環境放射線モニタリング</p>	<p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 現地確認の実施</p> <p>県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で米子市、境港市と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p> <p>なお、<u>県が現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。</u></p> <p>⑤ 略</p> <p>(3) ～ (6) 略</p> <p>2. 応急対策活動情報等の連絡</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>① 原子力事業者は、官邸 (内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府 (原子力防災担当)、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状態、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとする。さらに、<u>関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。</u></p> <p>②～⑤ 略</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等 (原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡)</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸 (内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府 (原子力防災担当)、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとする。さらに主要な機関等に対してはその着信を確認するものとする。</p> <p>②～⑤ 略</p> <p>3 略</p> <p>4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>(1) モニタリング本部の設置及び緊急時モニタリング等の実施</p> <p>① 情報収集事態の環境放射線モニタリング</p> <p>県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、<u>代替機の設定や修理等を行い、平常時モニタリングを継続するものとする。</u></p> <p>② 警戒事態の環境放射線モニタリング</p>	

修正案（平成27年5月）	修正前（平成26年3月）	備考
<p>県は、警戒事態の発生を認知した場合、モニタリング本部を設置する。モニタリング本部は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機を設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始するものとする。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行う。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認結果を報告するとともに、国によるEMCの観測結果を協力するものとする。</p> <p>③ EMCの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定 施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国は、EMCを立ち上げるものとされている。県は、国によるEMCの立上げに協力するとともに、職員を派遣するものとする。</p> <p>国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況及び気象情報等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとする。</p> <p>④ 緊急時モニタリングの実施 県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、EMCの指揮の下、緊急時モニタリングを実施するものとする。</p> <p>⑤ 緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画 国は、原子力施設の状態、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとしている。モニタリング本部は、EMCと連絡調整を行いこの改訂に協力するものとする。</p> <p>⑥ モニタリング結果の共有 EMCはモニタリング結果の妥当性を確認し、EMC内、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリングの結果の評価等をEMCは、オフサイトセンター放射線班と共有する。県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、関係市町と共有するとともにその他県内に連絡するほか、災害時応援協定の相手先と共有する。</p> <p>また県は、モニタリング情報共有システムを活用し、県から情報を送信し関係機関と情報を共有するとともに、他機関から情報を受信し、情報を共有するものとする。</p> <p>(2) 略</p>	<p>県は、警戒事態の発生を認知した場合、EMCを設置する。EMCは、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機を設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行う。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認結果を報告するとともに、国によるEMCの立上げ準備に協力する。</p> <p>③ 国EMCの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定 施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国は、国EMCを立ち上げるものとされている。県は、国による国EMCの立上げに協力する。国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況及び気象情報や大気中拡散計算の結果等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとしている。</p> <p>④ 緊急時モニタリングの実施 県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、国EMCの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>⑤ 緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画 国は、原子力施設の状態、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとしている。EMCは、国EMCと連絡調整を行いこの改訂に協力する。</p> <p>⑥ モニタリング結果の共有 国EMCはモニタリング結果の妥当性を確認し、国EMC内、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリングの結果の評価等を国EMC及びオフサイトセンター放射線班と共有する。県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、関係市町と共有するとともにその他県内に連絡するほか、災害時応援協定の相手先と共有する。</p> <p>(2) 略</p>	
<p>第3節 活動体制の確立 1. 県の活動体制</p>		

修正案（平成 27 年 5 月）	修正前（平成 26 年 3 月）	備考																				
<p>(1) 原子力災害対策のための警戒態勢</p> <p>① 略</p> <p>② 情報の収集</p> <p>県は、警戒事態発生を認知した場合、県災害警戒本部を設置し、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得る等国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。</p> <p>また、県災害警戒本部設置に合わせ緊急事態対処センターにある機器等を立ち上げ、県が入手する情報を一元的に管理するものとする。</p> <p>③～⑥ 略</p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>(5) 部の設置</p> <p>県災害対策本部を設置したときは、業務を統一的かつ効果的に実施するため、下部組織として次の部を設置する。</p> <p>ア モニタリング本部（警戒態勢から引き続き設置）</p> <p>イ 医療救護対策本部</p> <p>ウ 要配慮者避難支援センター</p>	<p>(1) 原子力災害対策のための警戒態勢</p> <p>① 略</p> <p>② 情報の収集</p> <p>県は、警戒事態発生を認知した場合、県災害警戒本部を設置し、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得る等国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。</p> <p>③～⑥ 略</p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>(5) 部の設置</p> <p>県災害対策本部を設置したときは、業務を統一的かつ効果的に実施するため、下部組織として次の部を設置する。</p> <p>ア 県EMC（警戒態勢から引き続き設置）</p> <p>イ 医療救護対策本部</p> <p>ウ 要配慮者避難支援センター</p>																					
<p>図 3-9 県災害警戒本部の組織</p>	<p>図 3-9 県災害警戒本部の組織</p>																					
<p>図 3-10 島根原子力発電所に係る県災害対策本部体制</p>	<p>図 3-10 島根原子力発電所に係る県災害対策本部体制</p>																					
<p>図 3-11 人形峠環境技術センターに係る県災害対策本部体制</p>	<p>図 3-11 人形峠環境技術センターに係る県災害対策本部体制</p>																					
<p>表 3-1 県災害対策本部の所掌事務</p>	<p>表 3-1 県災害対策本部の所掌事務</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施部局長</th> <th>主管課</th> <th>課(班)長</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">福祉保健部長</td> <td rowspan="2">福祉保健課</td> <td>障がい福祉課長</td> <td>1、2 略</td> </tr> <tr> <td>長寿社会課長</td> <td>1 略 2 要配慮者避難支援センターに関すること 3 要配慮者(高齢者施設入所者)の輸送手段確保の支援に関すること 4、5 略</td> </tr> </tbody> </table>	実施部局長	主管課	課(班)長	事務分掌	福祉保健部長	福祉保健課	障がい福祉課長	1、2 略	長寿社会課長	1 略 2 要配慮者避難支援センターに関すること 3 要配慮者(高齢者施設入所者)の輸送手段確保の支援に関すること 4、5 略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施部局長</th> <th>主管課</th> <th>課(班)長</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">福祉保健部長</td> <td rowspan="2">福祉保健課</td> <td>障がい福祉課長</td> <td>1、2 略 3 避難行動要支援者(障がい者施設入所者)の輸送手段確保の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td>長寿社会課長</td> <td>1 略 2 避難支援センターに関すること 3 避難行動要支援者(高齢者施設入所者)の輸送手段確保の支援に関すること 4、5 略</td> </tr> </tbody> </table>	実施部局長	主管課	課(班)長	事務分掌	福祉保健部長	福祉保健課	障がい福祉課長	1、2 略 3 避難行動要支援者(障がい者施設入所者)の輸送手段確保の支援に関すること	長寿社会課長	1 略 2 避難支援センターに関すること 3 避難行動要支援者(高齢者施設入所者)の輸送手段確保の支援に関すること 4、5 略	
実施部局長	主管課	課(班)長	事務分掌																			
福祉保健部長	福祉保健課	障がい福祉課長	1、2 略																			
		長寿社会課長	1 略 2 要配慮者避難支援センターに関すること 3 要配慮者(高齢者施設入所者)の輸送手段確保の支援に関すること 4、5 略																			
実施部局長	主管課	課(班)長	事務分掌																			
福祉保健部長	福祉保健課	障がい福祉課長	1、2 略 3 避難行動要支援者(障がい者施設入所者)の輸送手段確保の支援に関すること																			
		長寿社会課長	1 略 2 避難支援センターに関すること 3 避難行動要支援者(高齢者施設入所者)の輸送手段確保の支援に関すること 4、5 略																			

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

平成27年5月20日

修正案（平成27年5月）		修正前（平成26年3月）		備考
生活環境部長	環境立県推進課	生活環境部長	環境立県推進課	
健康政策課長	1 避難者の避難区域時検査、除染に関すること 2 保健・栄養指導に関すること 1～3 略	健康政策課長	1 避難者のスクリーニング、除染に関すること 2 保健・栄養指導に関すること 1～3 略	
医療政策課長	4 避難行動要支援者（入院患者）の輸送手段確保の支援に関すること	医療政策課長		
衛生環境研究所長	1 環境放射線モニタリングに関すること 2 モニタリング本部の設置、管理、運営に関すること 3 原子力環境センターの管理、運営に関すること	衛生環境研究所長	1 環境放射線モニタリングに関すること 2 県EMCの設置、管理、運営に関すること	
住まいまちづくり課長	略	住宅政策課長	略	
農林水産部長	農林水産総務課	農林水産部長	略	
教育長	教育総務課	教育長	略	
警察本部長	警備第二課	警察本部長	警備第二課	
	1 略 2 避難者の誘導・指示に関すること 3～8 略		1 略 2 避難住民の誘導・指示に関すること 3～8 略	

○地方支部の所掌事務

支部長	支部	支部員	事務分掌
中部・西部総合事務所長	生活環境局	生活環境局長	1 モニタリング本部の支援に関すること 2 飲料水に関すること

※西部総合事務所（島根原子力発電所）、中部総合事務所（島根原子力発電所）、人形峠環境技術センター及び東部振興監（島根原子力発電所）については、所掌事務に次の項目を加える。

西部総合事務所（島根原子力発電所）

○地方支部の所掌事務

支部長	支部	支部員	事務分掌
中部・西部総合事務所長	生活環境局	生活環境局長	1 県EMCの支援に関すること 2 飲料水に関すること

※西部総合事務所（島根原子力発電所）、中部総合事務所（人形峠環境技術センター）については、所掌事務に次の項目を加える。

西部総合事務所（島根原子力発電所）

修正案（平成 27 年 5 月）	修正前（平成 26 年 3 月）	備考
<p>鳥根原子力発電所の現地確認に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥根県庁へのLO（連絡員）派遣に関すること 県現地災害対策本部の設置に関すること 鳥根オフサイトセンターへの要員派遣に関すること 平常時モニタリングに関すること 避難途中の住民に対する支援に関すること <p>中部総合事務所（鳥根原子力発電所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難途中の住民に対する支援に関すること <p>中部総合事務所（人形峠環境技術センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> 人形峠オフサイトセンターへの要員派遣に関すること 平常時モニタリングに関すること <p>東部振興監（鳥根原子力発電所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難途中の住民に対する支援に関すること <p>○県災害対策本部（原子力）事務局事務分掌 事務局長（原子力安全対策監）</p>	<p>鳥根原子力発電所の現地確認に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥根県庁へのLO（連絡員）派遣に関すること 県現地災害対策本部の設置に関すること 鳥根オフサイトセンターへの要員派遣に関すること 平常時モニタリングに関すること <p>中部総合事務所（人形峠環境技術センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> 人形峠オフサイトセンターへの要員派遣に関すること 平常時モニタリングに関すること <p>○県災害対策本部（原子力）事務局事務分掌 事務局長（原子力安全対策監）</p>	
<p>原子力班（モニタリングチーム、プラントチーム）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○班長 原子力安全対策課 課長補佐 ○副班長 水・大気環境課長 循環型社会推進課長 ○班員 原子力安全対策課 水・大気環境課 循環型社会推進課 <p>その他生活環境部 未来づくり推進局、総務部、地域振興部、文化観光スポーツ局、福祉保健部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部</p> <p>1 県の原子力災害応急対策の実施の総括に関すること</p> <p>2 原子力防災投資機材の確保に関すること</p> <p>3 環境の除染に関すること</p> <p>4 災害廃棄物の処理に関すること</p> <p>5 国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部、原子力専門家会議との連絡調整に関すること</p> <p>6 原子力防災専門官、原子力災害合同対策協議会、鳥取県原子力安全顧問との連絡調整に関すること</p> <p>7 専門家の派遣要請に関すること</p> <p>○モニタリングチーム</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングに関すること 放射線測定調査に関すること 環境の除染に関すること 	<p>原子力（環境回復）班</p> <ul style="list-style-type: none"> ○班長 原子力安全対策課 課長補佐 ○副班長 水・大気環境課長 循環型社会推進課長 ○班員 原子力安全対策課 水・大気環境課 循環型社会推進課 <p>その他生活環境部 未来づくり推進局、総務部、地域振興部、文化観光スポーツ局、福祉保健部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部</p> <p>1 県の原子力災害応急対策の実施の総括に関すること</p> <p>2 原子力防災投資機材の確保に関すること</p> <p>3 緊急時モニタリングに関すること</p> <p>4 放射線測定調査に関すること</p> <p>5 環境の除染に関すること</p> <p>6 災害廃棄物の処理に関すること</p> <p>7 国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部、原子力専門家会議との連絡調整に関すること</p> <p>8 原子力防災専門官、原子力災害合同対策協議会、鳥取県原子力防災専門家会議との連絡調整に関すること</p> <p>9 専門家の派遣要請に関すること</p>	

修正案（平成27年5月）	修正前（平成26年3月）	備考
<p>○プラントチーム 1 プラント情報に関すること</p>		
<p>2 略</p> <p>3. 専門家の派遣要請 県は、施設敷地緊急事態発生時の通報がなされた場合、必要に応じて、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請し、鳥取県原子力安全顧問に対しては、原子力応急対策・放射線管理・放射線防護等の専門分野について助言等を求めると共に、必要に応じて安全顧問に対して参集を要請するものとする。</p> <p>4. 応援要請及び職員の派遣要請等 (1) 応援要請 県は、必要に応じて、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。 県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。 県は、必要に応じて、電力事業者に対し、応援要請を行うものとする。 県警察は、必要に応じて、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。</p> <p>(2) 略 (3) 緊急時モニタリング要員の要請等 EMCの長は、必要な場合には、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）に対しモニタリング要員の動員を要請するものとされている。</p> <p>5 略</p> <p>6. 原子力災害被災者生活支援チームとの連携 国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目処として、必要に応じて、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、内閣府特命担当大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。 県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p>	<p>2 略</p> <p>3. 専門家の派遣要請 県は、施設敷地緊急事態発生時の通報がなされた場合、必要に応じて、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請し、鳥取県原子力防災専門家会議の委員に対しては、原子力応急対策・放射線管理・放射線防護等の専門分野について助言等を求めると共に、必要に応じて委員に対して参集を要請するものとする。</p> <p>4. 応援要請及び職員の派遣要請等 (1) 応援要請 県は、必要に応じて、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。 県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。 県警察は、必要に応じて、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。</p> <p>(2) 略 (3) 緊急時モニタリング要員の要請等 国EMCの長は、必要な場合には、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）に対しモニタリング要員の動員を要請するものとされている。</p> <p>5 略</p> <p>6. 原子力災害被災者生活支援チームとの連携 国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目処として、必要に応じて、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。 県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p>	

修正案（平成 27 年 5 月）	修正前（平成 26 年 3 月）	備考
<p>7. 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 防護対策</p> <p>① 県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）、医療救護対策本部長は、EMCの長と連携し、必要に応じてその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>また、県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>② 略</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>① 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。この際、活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするように努めるものとする。</p> <p>② 略</p> <p>③ 県の放射線防護を担う班は、県現地災害対策本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じて除染、ホールボディカウンタによる内部被ばく測定等の医療措置を行うものとする。</p> <p>④ 県の本部の放射線防護を担う班及びEMCは、医療救護対策本部及び被ばく医療に係る医療チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、被ばく医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(1) 島根原子力発電所において県が実施する対策</p> <p>県は、次に規定する事項について対策を行うこととしているが、UPZを超えて実施が必要となった場合は、対策を講じる必要のある区域も同様に対応することとする。</p> <p>①、② 略</p> <p>③ 放射性物質が放出された後は、国は、県及び関係市町に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて県及び関係</p>	<p>7. 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 防護対策</p> <p>① 県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）、医療救護対策本部長は、EMCの長と連携し、必要に応じてその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>また、県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>② 略</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>① 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。</p> <p>② 略</p> <p>③ 県の放射線防護を担う班は、県現地災害対策本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じて除染等の医療措置を行うものとする。</p> <p>④ 県の本部の放射線防護を担う班及び国EMCは、医療救護対策本部及び被ばく医療に係る医療チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、被ばく医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(1) 島根原子力発電所において県が実施する対策</p> <p>①、② 略</p> <p>③ 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体</p>	

修正案（平成 27 年 5 月）	修正前（平成 26 年 3 月）	備考
<p>市町村が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うにあたり、国から事前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べざるものとする。また、県は、市町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>④ 略</p> <p>⑤ 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難や避難支援ポイント、避難区域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県は、避難や避難区域時検査等の場所の所在、災害の概要等の情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供することとする。</p> <p>⑥ 県は、専用車両等の手配が必要な要配慮者等の避難に関して、屋内退避の可能期間を考慮した上で放射線防護対策を実施した病院等医療機関、社会福祉施設等における一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。また、在宅の要配慮者の避難についても、これら病院等医療機関、社会福祉施設等の一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。</p> <p>なお、県は放射線防護対策を実施した施設等に対し、屋内退避の実施に必要な支援を行うものとし、状況により放射線防護対策施設から避難させるための手段等についても検討するものとする。</p> <p>⑦⑧ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>① 略</p> <p>② 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、避難所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>③～⑤ 略</p> <p>2. 避難所等</p> <p>(1) 県は、県営の広域避難所を開設するとともに、市町村に対し、緊急時に必要に応じて指定避難所及び避難支援ポイント、避難区域時検査等の場所の開設、住民等への周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設することとする。</p> <p>(2)～(8) 略</p>	<p>が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うにあたり、国から事前に指示案を伝達された県の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べざるものとする。また、県は、市町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>④ 略</p> <p>⑤ 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射線物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資するものとする。また、県は、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要等の情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供することとする。</p> <p>⑥ 県は、専用車両等の手配が必要な要配慮者等の避難に関して、屋内退避の可能期間を考慮した上で放射線防護対策を実施した病院等医療機関、社会福祉施設等における一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。また、在宅の要配慮者の避難についても、これら病院等医療機関、社会福祉施設等の一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。</p> <p>⑦⑧ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>① 略</p> <p>② 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、避難所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射線物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>③～⑤ 略</p> <p>2. 避難所等</p> <p>(1) 県は、市町村に対し、緊急時に必要に応じて指定避難所及びスクリーニング等の場所の開設、住民等への周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設することとする。</p> <p>(2)～(8) 略</p>	

修正前（平成26年3月）	修正案（平成27年5月）	備考
<p>3 略</p> <p>4. 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施 国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、スクリーニング及び除染措置を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。 県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、主要経路沿い等にスクリーニング会場を設置し、住民等の避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）を避難所に収容するまでの間に、スクリーニング及びスクリーニング結果に応じたOILに基づく除染を行うものとする。また、主要経路沿い等の避難先地域内に設置する予備スクリーニング会場では、避難先地域内に設置する予備スクリーニング会場でスクリーニングを行うものとする。 なお、国のスクリーニングの検討を踏まえて、実施方法を更に検討するものとする。</p>	<p>3 略</p> <p>4. 避難の際の住民に対する避難退域時検査等の実施 国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び除染措置を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。 県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、住民等の避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）を避難所に収容するまでの間に住民の汚染状況を確認することを目的に、避難退域時検査結果に応じたOILに基づく除染を行うものとする。また、主要経路沿い等の避難退域時検査会場では、避難退域時検査等を実施しなかった住民等については、表面汚染検査用の放射線測定器、車両型ゲートモニター、体表面汚染モニター等を用いて行うものとする。 ① 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民の検査は、乗員の検査の代用として車両の検査を行う。 ② 車両がOIL4以下でない場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。 ③ 乗員の代表者がOIL4以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。 また、車両に係る避難退域時検査等については、車両の動線が確保できる場所を確保しスムーズな検査等を行う。 5. 避難途中の住民に対する支援の実施 県は、避難退域時検査会場等に併設した避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民へ避難に関する情報や物資の提供等の支援を行うものとする。</p> <p>6～11 略</p> <p>第5節 略 第6節 略</p> <p>第7節 緊急輸送活動 1. 緊急輸送活動 2. 緊急輸送のための交通確保 (1) (2) 略 (3) 運転士等の安全確保 県は、国等と協力し運送事業者から派遣された運転士等の被ばく管理や資機材等の提供など運転士等の安全に配慮するものとする。</p>	<p>5～10 略</p> <p>第5節 略 第6節 略</p> <p>第7節 緊急輸送活動 1. 緊急輸送活動 2. 緊急輸送のための交通確保 (1) (2) 略</p>

修正案（平成27年5月）	修正前（平成26年3月）	備考								
<p>第8節</p> <p>1 略</p> <p>2. 医療活動等 (1)～(5)略</p> <p>(6)、(7)略</p> <p>(8) 県は、避難経路上に避難区域時検査会場を設置し、避難者の避難区域時検査を行い、避難者を避難所に収容するまでの間に、避難区域時検査及び必要に応じて除染を行う。また、避難区域時検査会場を通過しなかった避難者については、避難先地域内に設置する予備避難区域時検査会場で避難区域時検査を行う。</p> <p>(9) 県は、避難区域時検査の結果等、内部被ばくの可能性が高い場合には、甲状腺スクリーニングやホルボロカイカウンタによる詳細な内部被ばく線量推定のための計測を行うものとする。</p> <p>(10) 略</p> <p>第9節</p> <p>1. 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>(3) 県は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報等）、農林畜水産物の放射線物質調査の結果及び出荷制限等の状況、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>(4) (5) 略</p>	<p>第8節</p> <p>1 略</p> <p>2. 医療活動等 (1)～(5)略</p> <p>(6)、(7)略</p> <p>(8) 県は、避難経路上にスクリーニング会場を設置し、避難者のスクリーニングを行い、避難者を避難所に収容するまでの間に、スクリーニング及び必要に応じて除染を行う。また、スクリーニング会場を通過しなかった避難者については、避難先地域内に設置する予備スクリーニング会場でスクリーニングを行う。</p> <p>(9) 略</p> <p>第9節</p> <p>1. 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>(3) 県は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報及び放射線物質の大気中拡散予測結果、等）、農林畜水産物の放射線物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>(4) (5) 略</p>									
<p>表3-4 住民に対する広報時期及び広報事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>広報時期</th> <th>広報事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラブル発生時、警戒事態発生時、施設敷地緊急事態発生時、全面緊急事態発生時（上記に加え、放射性物質の放出、避難等の防護措置の実施の指示</td> <td>プラントの状況（今後の見込み） ・放射性物質の放出の有無 ・身体・環境等への影響（モニタリング結果）</td> </tr> </tbody> </table>	広報時期	広報事項	トラブル発生時、警戒事態発生時、施設敷地緊急事態発生時、全面緊急事態発生時（上記に加え、放射性物質の放出、避難等の防護措置の実施の指示	プラントの状況（今後の見込み） ・放射性物質の放出の有無 ・身体・環境等への影響（モニタリング結果）	<p>表3-4 住民に対する広報時期及び広報事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>広報時期</th> <th>広報事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラブル発生時、警戒事態発生時、施設敷地緊急事態発生時、全面緊急事態発生時（上記に加え、放射性物質の放出、避難等の防護措置の実施の指示</td> <td>プラントの状況（今後の見込み） ・放射性物質の放出の有無 ・身体・環境等への影響（モニタリング結果）</td> </tr> </tbody> </table>	広報時期	広報事項	トラブル発生時、警戒事態発生時、施設敷地緊急事態発生時、全面緊急事態発生時（上記に加え、放射性物質の放出、避難等の防護措置の実施の指示	プラントの状況（今後の見込み） ・放射性物質の放出の有無 ・身体・環境等への影響（モニタリング結果）	
広報時期	広報事項									
トラブル発生時、警戒事態発生時、施設敷地緊急事態発生時、全面緊急事態発生時（上記に加え、放射性物質の放出、避難等の防護措置の実施の指示	プラントの状況（今後の見込み） ・放射性物質の放出の有無 ・身体・環境等への影響（モニタリング結果）									
広報時期	広報事項									
トラブル発生時、警戒事態発生時、施設敷地緊急事態発生時、全面緊急事態発生時（上記に加え、放射性物質の放出、避難等の防護措置の実施の指示	プラントの状況（今後の見込み） ・放射性物質の放出の有無 ・身体・環境等への影響（モニタリング結果）									

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

平成 27 年 5 月 20 日

修正案（平成 27 年 5 月）	修正前（平成 26 年 3 月）	備考
<p>等、状況に変化があった場合に、必要に応じて広報を実施)</p> <p>・住民の方がとるべき行動 (警戒事態発生時：特別な対応は必要ないこと) (施設敷地緊急事態発生時：屋内退避の準備) (全面緊急事態発生時以降：屋内退避の実施、避難準備、避難、安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査等の実施、飲食物の摂取制限等)</p> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>第 10 節～第 12 節 略</p> <p>第 4 章 略</p>	<p>等、状況に変化があった場合に、必要に応じて広報を実施)</p> <p>・住民の方がとるべき行動 (警戒事態発生時：特別な対応は必要ないこと) (施設敷地緊急事態発生時：屋内退避の準備) (全面緊急事態発生時以降：屋内退避の実施、避難準備、避難、安定ヨウ素剤の服用、スクリーニングの実施、飲食物の摂取制限等)</p> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>第 10 節～第 12 節 略</p> <p>第 4 章 略</p>	

